

令和4(2022)年度北海道大学大学院法学研究科  
修士課程入学者選考試験(第2次)問題

試験科目名：                     刑                    法                    

持込み等：                     判例のない法令集(1冊)                    

---

第1問(50点)

犯人自身による犯人蔵匿等罪(刑法第103条)・証拠隠滅等罪(刑法第104条)の教唆について、学説、判例に言及しつつ、論じなさい。

第2問(50点)

XとAは大学時代のルームメイトであり、友人である。Aは卒業と同時に有名企業に就職したが、Xは就職できないまま自堕落な日々を送っていた。その後、Aは職場近くにマンションの一室を購入し、ひとり転居した。

Xは仕事も私生活も充実しているAに嫉妬し、Aから財物を強取しようとするに至った。そこでXは、同じく大学時代からの友人で、就職活動に失敗したYに声をかけ、2人でAを痛い目にあわせ、財物を奪取することを提案した。Yはとりわけ金銭的には困っていなかったものの、学生時代から順風満帆なAを妬ましく思っていたため、Xの提案を快く受け入れ、Xと共にAから財物を強取する計画を立てた。

某日、XとYは、2人でAのマンションに向かい、A宅のインターホンを鳴らした。Xはインターホン越しに対応してきたAに対し、強盗の意図を秘して、「Yの就職が決まったんだ。お祝いをしたいんだけど、いい場所がなくて。Aの部屋を借りられないかな?」と言った。Xの言葉を信じたAは、「それはめでたい。是非あがってくれ。」と、オートロックを開錠し二人を招き入れたので、XらはA宅に立ち入った。

XとYは、Yが有名企業に就職したという話をでっちあげ、持参したワインとチーズでしばらくAと談笑していた。その際、2人はAが5年来付き合っていた恋人と同棲するつもりで当該マンションを購入したこと、しかし同棲する前にAが恋人に振られてしまったことを聞いた。それにより、Yの溜飲は下がったため、YはAがトイレに行っている隙に、Xに対し「俺、やっぱやめるわ。」と言い、Xの返事を待たずに1人で

帰宅した。

Xはいまさら計画を中止する気にもならず、トイレからAが出てくると、所持していた小型ナイフをAに突きつけ「金を出せ」と要求した。これに対して、Aが「そんなんだから、お前は就職できないんだ！」とナイフを奪おうと立ち向かってきたため、Xはナイフの柄でAの顔面を複数回殴打した。その後20分ほど、XはA宅居間にて断続的にAに殴る蹴るの暴行を加えながら、Aに金目の物の在り処を聞いたが、Aは答えないまま意識を失った。やむなくXは自らA宅を探し回ったが、目ぼしい物は発見できず、諦めてA宅を後にした。

Aは上記Xの暴行により、全治3週間の傷害を負った。

以上の事実関係に基づき、XおよびYの罪責を論じなさい。なお、特別法について論じる必要はないものとする。